

日本臨床検査専門医会

平成 24 年度第三回全国幹事会議事録

平成 24 年 11 月 29 日

## 日本臨床検査専門医会 平成 24 年度第三回全国幹事会議事録

開催日時：平成 24 年 11 月 29 日（木）12 時 30 分～13 時 30 分

開催場所：国立京都国際会館 room 103

出席者：佐守 友博会長、木村 聡、小柴 賢洋各副会長、  
池田 均、菊池 春人、佐藤 尚武、東條 尚子、高木 康、  
米山 彰子、渡邊 卓各常任幹事、尾崎由基男、河野 誠司、  
北島 勲、幸村 近、清水 力、杉浦 哲朗、諏訪部 章、  
田窪 孝行、藤原 久美、松永 彰、三井田 孝、宮地 勇人、  
村上 純子各全国幹事、土屋 達行監事

欠席者：下 正宗常任幹事、安東由喜雄、大谷 慎一、佐藤 麻子、  
末広 寛、船渡 忠男、松尾 収二、盛田 俊介各全国幹事、  
高橋 伯夫監事

事務局：市川 綾子 (敬称略)

定刻、佐守 友博会長挨拶の後、議長として佐守 友博会長を満場一致で選任した。議長は議長席につき開会を宣した。

### 審議事項

#### 第一号議案 議事録署名人選任について

議長は本会の議事録署名人の選出を議場に諮ったところ満場一致をもって次のものを選任した。

議事録署名人 松永 彰、河野 誠司各全国幹事

#### 第二号議案 会則改定について

議長は、会則改定について渡邊 卓資格審査・会則改定委員長に説明させた後、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれに賛成した。よって議長は、会則改定案が承認可決された旨を宣した。なお、会則の新旧対照表については、本議事録の末尾に添付する（資料 1）。

#### 第三号議案 名誉会員・有功会員の推薦について

議長は、平成 25 年度の名誉会員、有功会員の推薦について、その詳細を渡邊 卓資格審査・会則改定委員長に説明させた上、これを議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

記

名誉会員の推薦 渡辺 清明  
神辺 眞之  
濱崎 直孝 以上 3 名

有功会員の推薦 大庭 雄三 松田 信義  
猪川 嗣朗 岡部 紘明  
上田 國寛 吉田 浩  
上田 尚紀 橋詰 直孝  
橋本 琢磨 櫻林郁之介  
桑島 実 戸谷 誠之  
伊東 紘一 以上 13 名（敬称略）

以上

**第四号議案 平成 25 年度教育セミナーについて**

議長は、平成 25 年度教育セミナーについて、その詳細を菊池 春人教育研修委員長に説明させた。来年度は下記の通り講義形式 1 日のみとし、実習形式では行わない方針としたい旨の説明があり、これを議場に諮ったところ全員異議なく承認可決された。ただし、近隣の施設での実習案内が必要と考えられ、その具体的な運用については教育研修委員会で今後検討することになった。

記

平成 25 年度 教育セミナー（案）

- ・ 日程 2013 年 5 月 18 日（土）
- ・ 場所 慶應義塾大学医学部（予定）
- ・ 内容 講義（従来より短縮）、検査デモンストレーション（DVD 資料配付予定）
  - － 実習は行わない

**第五号議案 平成 25 年度予算案について**

議長は、平成 25 年度予算案について、その詳細を東條 尚子庶務会計幹事に説明させた。収入は、70 歳以上の会員会費を 5,000 円とし、100%徴収見込みと

した。支出では、会長選挙に関わる通信費、印刷費の増額、ならびに要覧印刷代を計上したと説明があった。以上を議場に諮ったところ、全員異議なく承認可決した。なお、予算案については、本議事録の末尾に添付する（資料2）。

## 報告事項

### 1. 平成24年度中間会計報告

東條尚子庶務会計幹事より、平成24年度中間会計報告（1月1日から10月31日まで）について説明があった。収入においては会員会費の納入率が71%と低い。支出では、振興セミナー経費で予算額を超えた以外はほぼ予算案のとおりと説明があった。なお、中間決算報告については本議事録の末尾に添付する（資料3）。

### 2. 教育研修委員会報告

菊池 春人委員長より、平成25年度 第3回生涯教育講演会の開催予定について下記の報告があった。

#### 記

##### 第3回生涯教育講演会

開催日時：平成25年6月28日（金） 時間未定

開催場所：湯本富士屋ホテル

講演内容：講演内容（各1時間）

- 1) 「外部精度管理を検査室運営にどう生かすか」（仮題）

前川真人先生（浜松医科大学）

- 2) 「臨床検査における利益相反 -検査室は企業とどのように付き合うべきか-」（仮題）

佐藤 尚武先生（順天堂東京江東区高齢者医療センター）

以上をもって全議案の審議並びに報告を終了したので、議長は閉会を宣し解散した。

議事録署名人

平成 24 年 12 月 28 日

松 永 彰 印

平成 25 年 1 月 10 日

河 野 誠 司 印

現行	改正後
<p>第 1 章 総則（省略）</p> <p>第 2 章 目的と事業（省略）</p> <p>第 3 章 会員</p> <p>第 5 条 本会の会員は正会員、<u>有功会員、名誉会員、学生会員、賛助会員とする。</u></p> <p>2 <u>正会員は A 会員および B 会員とする。A 会員は認定臨床検査専門医で所定の手続きをした者。B 会員は付則 3 の条件を満たす医師で、資格審査委員会の議を経て、所定の手続きをした者。正会員は議決権、選挙権、非選挙権を有する。</u></p> <p>3. <u>有功会員は満 70 歳を過ぎた正会員であり、本会に貢献（幹事 1 期以上、各種委員会委員経験者、その他）をした者で幹事会が推薦し、総会承認を得た者。有功会員は監事の被選挙間はあるが、会長、副会長、幹事に就任することはできない。また総会の議決権は有する。</u></p> <p>4. <u>名誉会員は満 70 歳を過ぎた正会員であり、本会に多大な貢献（会長、副会長、監事 1 期以上、幹事 2 期以上、春季大会長、その他）をした者で幹事会が推薦し、総会で承認を得た者。名誉会員は、会長、副会長、幹事、監事に就任することはできない。また総会の議決権を有さない。</u></p> <p>5. <u>学生会員は医師の資格を有する学生で、所定の手続きをした者。学生会員は総会の議決権は有さない。</u></p> <p>6. <u>賛助会員は本会の目的に賛同する者または団体。賛助会員は総会の議決権は有さない。</u></p>	<p>第 1 章 総則（同左）</p> <p>第 2 章 目的と事業（同左）</p> <p>第 3 章 会員</p> <p>第 5 条 本会の会員は正会員および賛助会員とする。</p> <p>2 <u>正会員は本会の目的に賛同する個人で A 会員および B 会員から成る。A 会員は認定臨床検査専門医の資格を有する者、B 会員は認定臨床検査専門医の資格を有しないが臨床検査に関連のある業務に携わる医師とする。</u></p> <p>3. <u>(削除)</u></p> <p>4. <u>(削除)</u></p> <p>5. <u>(削除)</u></p> <p>3. <u>賛助会員は本会の目的に賛同する個人または団体とする。</u></p> <p>4. <u>正会員は総会の議決権ならびに会長および監事の選挙権を有する。また A 会員は会長および監事の被選挙権を有する。</u></p> <p>5. <u>賛助会員は総会の議決権、会長および監事の選挙権、被選挙権を有さない。</u></p>
<p>第 6 条 <u>入会は所定の申し込み用紙に記入し会長あて事務局に提出する。</u></p>	<p>第 6 条 <u>本会に正会員または賛助会員として入会を希望する者は、会長あて入会申込書を事務局に提出し、資格審査委員会の議を経て幹事会の承認を得る。幹</u></p>

第7条 退会は所定の用紙に記入し会長あて事務局に提出する。

第8条 (省略)

第9条 会員が2年以上引き続き会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合は幹事会の決議で退会させることができる。

第4章 会計

第10条 (省略)

第11条 予算は会計年度開始前に予算収支書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第12条 決算は毎会計年度終了後に決算報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第13条 会費は年間、正会員は10,000円、有功会員は5,000円、学生会員は5,000円、賛助会員は100,000円とする。名誉会員は会費を納めることを要しない。

第14条 (省略)

第5章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。但し役員は正会員を以て構成する。  
会長1名、副会長2名、常任幹事若干名、幹事若干名、監事2名

事会承認日を以て入会日とする。

第7条 退会希望者は会長あて退会申込書を事務局に提出する。会長の確認日を以て退会日とする。

第8条 (同左)

第9条 会員が2年以上引き続き会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合は幹事会の決議により退会させることができる。

第4章 会計

第10条 (同左)

第11条 会長は会計年度開始前に予算収支書を作成し、総会の承認を得なければならない。

第12条 会長は毎会計年度終了後に決算報告書を作成する。この決算報告書は監事の監査を受け幹事会の承認を経た後、総会において承認されなければならない。

第13条 正会員の年会費は10,000円、ただし1月1日現在満70歳以上の正会員は5,000円とする。賛助会員の年会費は一口100,000円で一口以上とする。

第14条 (同左)

第5章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。役員は正会員を以て構成する。  
会長1名、副会長2名、常任幹事若干名、幹事若干名、監事2名

第 16 条 会長は A 会員資格を持つ正会員を被選挙権者として、正会員の選挙により有効投票数の過半数を以て選出し、幹事会の議を経て総会で承認する。但し過半数に達しない場合は、上位 2 者の決選投票とする。

第 17 条 (省略)

第 18 条 会長の任期は 2 年とし、再任の場合は連続 2 期を限度とする。

第 19 条 副会長は会長が選定し委嘱する。副会長の任期は 2 年とし再任の場合は連続 2 期を限度とする。

2 副会長は会長を補佐し、会長の事故あるとき、また欠けたときは会長の任期の範囲でその業を代行する。

第 20 条 幹事は会長が委嘱する。幹事は会長を補佐し、会務を分担する。幹事の任期は 4 年として、2 年毎半数を交代し、連続再任を認めない。

なお会長、副会長、常任幹事、幹事、監事はいずれも就任時に 70 歳未満である者とする。

第 16 条 会長は A 会員資格を持つ正会員を被選挙権者として、正会員の選挙により有効投票数の過半数を以て選出する。

第 17 条 (同左)

第 18 条 会長の任期は 2 年とし、連続、不連続にかかわらず、1 期を限度として再選されることができる。なお、会長を 2 期務めた者はその後の会長選挙において会長の被選挙権を失うものとする。

第 19 条 副会長は、A 会員資格を持つ正会員から会長が選任し、委嘱する。副会長の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えて副会長の任に留まることはできない。副会長は会長を補佐し、また、会長の業務遂行が困難な状況が生じた場合には、当該会長の任期の範囲内でその業務を代行する。なお副会長の業務遂行が困難な状況が生じた場合、会長は必要に応じて任期途中に新たな副会長を委嘱することができるが、この副会長の任期は会長の委嘱日から当該会長の任期終了日までとする。

2 (削除)

第 20 条 幹事は会長が正会員の中から選任し、委嘱する。幹事は会長を補佐し、会務を分担する。幹事の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えて幹事の任に留まることはできない。幹事の業務遂行が困難な状況が生じた場合もしくは幹事の追加が必要となる場合、会長は任期途中に新たな幹事を委嘱することができるが、これらの幹事の任期は会長の委嘱日から当該会長の任期終了日までとす

2 常任幹事は庶務・会計担当幹事、各種委員会委員長などを以て構成する。

第 21 条 監事は正会員の選挙により選出し、幹事会の議を経て総会で承認する。監事は民法第 59 条の会務を行う。監事の任期は 2 年とし、再任の場合は連続 2 期を限度とする。

第 22 条 第 4 条に定めた事業を行うために各種委員会を置くことができる。

2 委員長および委員は正会員の中から会長が委嘱する。

3 委員長の任期は 4 年とする。委員の任期は 2 年とし再任の場合連続 2 期を限度とする。

第 23 条 会長は任期満了に際して、あらかじめ選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員会は会長ならびに監事の選挙に関する業務を管理する。

る。

2 常任幹事は幹事の中から会長が委嘱する。庶務、会計などの他、各種委員会委員長などの会務を担当する。

第 21 条 監事は A 会員資格を持つ正会員を被選挙権者として、正会員による選挙を行い、有効得票数順に上位 2 名を選出する。監事は民法第 59 条に規定された内容に関わる会務を行う。監事の任期は 2 年とする。連続して 2 期、監事の任に留った者は、その任期満了に際して行われる監事選挙に限り、監事の被選挙権を失うものとする。なお監事の業務遂行が困難な状況が生じた場合、監事選挙の次点者を監事に充てる。この監事の任期は就任日から、その時点での会長の任期終了日までとする。

第 22 条 会長は第 4 条に定めた事業を行うために各種委員会を置くことができる。

2 委員長および委員は正会員の中から会長が選任し、委嘱する。

3 委員長および委員の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えてその任に留まることはできない。

第 23 条 会長は任期満了に際して、あらかじめ選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会の委員長は選挙管理委員の互選により決定する。

2 選挙管理委員会は会長ならびに監事の選挙に関する業務を統括する。

3 選挙管理委員会は、会長ならびに監事の選挙終了後、速やかに結果を会員に報告する。

## 第6章 会議

### 第24条 (省略)

第25条 総会は正会員、名誉会員、有功会員をもって組織し、総会議長は会長が行い年1回以上開く。総会の議事は正会員および有功会員の1/3以上の出席を以て成立し、また、出席者の過半数の賛成で決定される。ただし、代理人として表決を委任したものは出席者とみなす。なお、ファックスおよびメールによる委任状の送付を認めることとする。

### 第26条 (省略)

## 第7章 補則

第27条 本会則を改正するにあたっては幹事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第28条 本会則施行についての細則は幹事会の決議を経て別に定める。

## 第6章 会議

### 第24条 (同左)

第25条 総会は正会員をもって組織し、年1回以上開催する。総会は会長が招集し、これを開催する。総会議長は会長が行う。総会は正会員の1/3以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数の賛成で可決される。なお、委任状を以て代理人に評決を委任したものは出席者とみなす。

### 第26条 (同左)

第27条 委員会が必要に応じて委員会委員長が招集し、これを開催する。

## 第7章 会則の変更、細則

第28条 本会則の変更にあたっては幹事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

第29条 本会則施行についての細則を別に定める。細則の変更にあたっては幹事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

## 第8章 称号の授与

第30条 有功会員の称号は、満70歳を過ぎた正会員であり、本会に貢献した者で、幹事会が推薦し、総会で承認を得た者に対して授与する。

第31条 名誉会員の称号は、満70歳を過ぎた正会員であり、本会に多大な貢献

付 則

1. この会則は平成 22 年 6 月 5 日から施行する。
2. 次期役員が選出されるまでの期間は現役員が業務を継続する。
3. B 会員は医師免許取得後 5 年を経過し、臨床検査に係る業務に携わり、以下の条件 4 項の内、いずれか 1 項を満たす者。
  - (1) 日本臨床検査医学会会員であるか、専門医認定制協議会加盟学会の発行した認定医・専門医資格を保有し、それを証明する資料を添付した医師
  - (2) 日本臨床検査医学会の認定する、臨床検査専門医資格を有さない臨床検査管理医
  - (3) 臨床検査医学に関する研究業績を有し、これを証明する資料を添付した医師。
  - (4) 登録衛生検査所に所属する医師、もしくは指導監督医であり、これを証明する資料を添付した者。
  - (5) 臨床検査に係る業務に携わる医師。

日本臨床検査専門医会細則

(会長、副会長、監事 1 期以上、幹事 2 期以上、春季大会長、もしくはこれらに準ずる貢献) をした者で、幹事会が推薦し、総会で承認を得た者に対して授与する。

第 32 条 有功会員、名誉会員は総会の議決権ならびに会長および監事の選挙権を有する。

付 則

1. この会則は平成 25 年 1 月 1 日から施行する。
  2. やむを得ない状況により役員の任期終了後においても次期役員が選出されない場合、新役員が選出されるまでの期間については前期役員が業務を継続する。
  3. (削除)
3. 関係団体等に委員や役員等を派遣する必要がある際には、会長が正会員から選任し、委嘱する。

日本臨床検査専門医会細則

総則

本細則は日本臨床検査専門医会会則に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。細則の変更・改訂は幹事会が承認決定する。

1. 日本臨床検査専門医会会員細則

(目的)

第1条 (省略)

(異動の届出)

第2条 会員は、会則第3章、第6条の入会申込用紙の記載事項に変更があった場合、すみやかにその旨を書面にて会長の届け出なければならない。

第3～5条 (省略)

総則

本細則は日本臨床検査専門医会会則に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。

1. 日本臨床検査専門医会会員細則

(目的)

第1条 (同左)

(異動の届出)

第2条 会員は、会則第3章、第6条の入会申込書の記載事項に変更があった場合、すみやかにその旨を書面にて会長の届け出なければならない。

第3～5条 (同左)

(会長選挙規定)

第6条 会長選挙において、いずれの候補者も有効投票数の過半数に達しない場合には、上位2者の決選投票を行い、多数票を得た者を選出する。決選投票において2者の得票数が同一であった場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者を決定する。

(監事選挙規定)

第7条 監事選挙において、3名以上の候補者が同一有効得票数を獲得した場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者2名および次点者1名を決定する。また、有効得票数2位の候補者が2名以上となった場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者1名および次点者1名を決定する。

(監事補欠選挙)

第8条 監事の業務遂行が困難な状況が生じた場合、監事選挙の次点者を監事に

充てるが、次点者がいない場合には、監事補欠選挙を行う。会長は選挙管理委員若干名を任命し、監事補欠選挙管理委員会を組織する。選挙は通常の監事選挙に準じて行い、有効得票数順に当選者1名、次点者1名を決定する。同数の有効得票数を得た候補者が2名以上となった場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者1名および次点者1名を決定する。

(選挙結果の公表)

第9条 会長ならびに監事（補欠選挙を含む）選挙の結果については、選挙終了後、速やかに日本臨床検査専門医会のホームページに選挙管理委員会名での公告を掲載し、これを以て会員への公式な結果報告とする。

平成 22 年 3 月 12 日制定

平成 22 年 3 月 12 日制定

平成 24 年 11 月 29 日改正

## 平成 25 年度予算案

		項 目	平成 24 年度予算	平成 25 年度予算案	
収 入	会 費	会員会費	7,070,000	6,595,000	
		賛助会員会費	3,800,000	3,900,000	
		<b>小 計</b>	<b>10,870,000</b>	<b>10,495,000</b>	
	そ の 他	広告収入	400,000	600,000	
		教育セミナー参加費	600,000	300,000	
		生涯教育講演会参加費	100,000	200,000	
		振興セミナー参加費	100,000	100,000	
		利息その他	20,000	15,000	
		<b>小 計</b>	<b>1,220,000</b>	<b>1,215,000</b>	
	<b>入金合計</b>		<b>12,090,000</b>	<b>11,710,000</b>	
	支 出	庶 務 経 費	事務局雑費	150,000	150,000
通信費(事務局)			170,000	170,000	
人件費			1,800,000	1,800,000	
FAX 使用料			40,000	40,000	
会員登録			10,000	10,000	
事務所維持費			1,570,000	1,570,000	
設備費			150,000	150,000	
<b>小 計</b>			<b>3,890,000</b>	<b>3,890,000</b>	
事 業 経 費		印刷代	2,000,000	2,200,000	
		要覧印刷代	0	550,000	
		通信費	800,000	1,000,000	
		春季大会補助金	500,000	500,000	
		臨床検査振興セミナー費	850,000	850,000	
		教育セミナー費	1,200,000	850,000	
		会議費	1,000,000	1,000,000	
		交通費	70,000	70,000	
		宿泊費	20,000	20,000	
		原稿料	100,000	100,000	
		HP 維持費	250,000	170,000	
		JCCLS 会費	50,000	50,000	
		WASPALM 会費	40,000	40,000	
		臨床検査振興協議会	300,000	300,000	
		内保連	100,000	100,000	
		予備費	920,000	20,000	
		<b>小 計</b>	<b>8,200,000</b>	<b>7,820,000</b>	
		<b>出 金 合 計</b>		<b>12,090,000</b>	<b>11,710,000</b>

## 平成 24 年度中間会計報告(平成 24 年 1 月 1 日～10 月 31 日)

24 年度		項目	予算額	決算額	予算と決算の差	
収入	会費	会員会費	7,070,000	5,015,000	-2,055,000	
		賛助会員会費	3,800,000	3,600,000	-200,000	
		小計	10,870,000	8,615,000	-2,255,000	
	その他	広告収入	400,000	320,000	-80,000	
		教育セミナー参加費	600,000	560,000	-40,000	
		振興セミナー参加費	100,000	156,000	56,000	
		生涯教育講演会参加費	100,000	280,000	180,000	
		利息その他	20,000	14,693	-5,307	
		小計	1,220,000	1,330,693	110,693	
	入金合計			12,090,000	9,945,693	-2,144,307
支出	庶務経費	事務局雑費	150,000	126,955	23,045	
		通信費(事務局)	170,000	126,854	43,146	
		人件費	1,800,000	1,554,700	245,300	
		FAX 使用料	40,000	46,102	-6,102	
		会員登録	10,000	630	9,370	
		事務所維持費	1,570,000	1,342,301	227,699	
		設備費	150,000	65,730	84,270	
		小計	3,890,000	3,263,272	626,728	
	事業経費	印刷代	2,000,000	1,507,864	492,136	
		通信費	800,000	458,752	341,248	
		春季大会補助金	500,000	500,000	0	
		臨床検査振興セミナー費	850,000	1,053,194	-203,194	
		教育セミナー補助	1,200,000	1,075,503	124,497	
		会議費	1,000,000	655,057	344,943	
		交通費	70,000	44,340	25,660	
		宿泊費	20,000	9,555	10,445	
		原稿料	100,000	60,000	40,000	
		HP 維持費	250,000	215,124	34,876	
		JCCLS 会費	50,000	50,000	0	
		WASPALM 会費	40,000	33,132	6,868	
		臨床検査振興協議会	300,000	300,000	0	
		内保連	100,000	100,000	0	
		予備費	920,000	57,330	862,670	
		小計	8,200,000	6,119,851	2,080,149	
	出金合計			12,090,000	9,382,923	2,707,077